つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童館放課後児童室指定管理者候補者選定検討結果報告書

令和4年(2022年)10月20日 つくば市指定管理者候補者選定検討会議 (事務局:つくば市政策イノベーション部企画経営課) 「地方自治法」(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」(平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。)第 4 条第 1 項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議(以下「検討会議」という。資料 1 参照)を開催し、条例第 2 条の規定による指定管理者の公募に応じて条例第 3 条の規定による指定管理者の公募に応じて条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

1 指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託 先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者 のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービス の向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成15年に指定管理者制度が創設 された。

2 施設の概要

- (1) 名称 つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童館放課後児童室
- (2) 所在地 資料 2 「つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童館放課 後児童室施設概要」参照
- (3) 施設の設置目的 資料 2 「つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童館放課後児童室施設概要」参照
- (4) 設置年 資料2「つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童館放課 後児童室施設概要」参照
- (5) 施設根拠 つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例(平成13年つくば市条例第9号)
- (6) 施設の概要等 資料 2「つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童 館放課後児童室施設概要」参照

3 指定予定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所 属 等	氏 名	備考
1	副市長	松本 玲子	座長
2	つくば市主任児童委員連絡会 会長	大久保 良文	外部委員
3	税理士	髙谷 豊	
4	茨城大学 社会連携センター 講師	武田 直樹	
5	市民委員	太﨑 駿	
6	市民委員	松永 太	
7	社会保険労務士	宮田 美冬	
8	こども部長 (施設所管部長)	塚本 浩行	庁内委員
9	政策イノベーション部長	藤光 智香	
10	教育局長	吉沼 正美	

5 選定までの経過

令和4年7月11日(月)~令和4年8月10日(水) 募集要項配布令和4年7月11日(月)~令和4年7月29日(金) 質問受付令和4年7月20日(水) 現地説明会令和4年7月20日(水)~令和4年8月10日(水) 申請書類受付令和4年8月12日(金)~令和4年9月28日(水)

第一次審査 (こども部こども育成課、政策イノベーション部企画経営課 による書類審査)

令和4年9月29日(木) 第1回指定管理者候補者選定検討会議開催 令和4年10月20日(木) 第3回指定管理者候補者選定検討会議開催 第二次審査(実績評価説明、プレゼンテーション、候補者選定等)

6 申請者の名称及び所在地 (受付順)

【申請者1】 名 称:特定非営利活動法人日本スポーツアカデミー

所在地:茨城県つくば市竹園三丁目18番地2 E棟2階201番

【申請者 2 】 名 称:特定非営利活動法人茨城YMCA

所在地: 茨城県つくば市東新井24番地7

7 申請者の指定管理料提示額

年度	申請者1	申請者2	市上限額
令和5年度	27,240 千円	30,600 千円	30,600 千円
令和6年度	27,240 千円	30,600 千円	30,600 千円
令和7年度	27,240 千円	30,600 千円	30,600 千円
令和8年度	27,240 千円	30,600 千円	30,600 千円
令和9年度	27,240 千円	30,600 千円	30,600 千円

8 審査

募集要項に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施した。

(1) 第一次審査(書類審査/こども部こども育成課、政策イノベーション部企画 経営課)

募集要項に基づく申請書類、資格要件等に関する審査

- (2) 第二次審査 (プレゼンテーション/検討会議)
 - ① 申請者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング
 - ② 選定方法に基づく審査

9 選定方法

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準(資料3参照) に基づき、採点表(資料4参照)を用いて選定を行った。

10 選定結果

(1) 候補者

【申請者2】

名 称:特定非営利活動法人茨城YMCA

所在地:茨城県つくば市東新井24番地7

代表者:代表理事 稲本 修一

設 立: 平成 11 年 10 月 19 日

資本金:なし

事業内容:青少年の健全育成を図る事業。青少年の野外教育活動事業。生涯

教育及び社会教育の場を提供する事業。児童福祉法に基づく幼児教

育・乳幼児保育の事業等。

主な実績:資料7 (類似施設業務実績一覧表)参照

(2) 次点候補者

【申請者1】

名 称:特定非営利活動法人日本スポーツアカデミー

所在地:茨城県つくば市竹園三丁目18番地2 E棟2階201番

代表者:理事長 石渡 琢磨

設 立: 平成25年9月2日

資本金:なし

事業内容:各種スポーツ教室の開催事業。スポーツ指導者の養成事業。スポ

ーツに関する健康維持,増進事業。スポーツ選手育成事業。児童福

祉法に基づく放課後児童健全育成事業等。

主な実績:資料7 (類似施設業務実績一覧表)参照

11 選定理由

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準第6条の2及び第6条の3に基づき、申請者2を候補者として選定し、申請者1を次点候補者として選定した。

○つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱

平成18年10月12日 告示第345号

改正 平成19年3月28日告示第135号 平成21年5月26日告示第245号 平成23年3月31日告示第164号 平成27年3月31日告示第383号 平成29年3月31日告示第422号 平成30年4月23日告示第506号

平成20年8月1日告示第438号 平成22年3月30日告示第146号 平成25年5月24日告示第401号 平成27年9月2日告示第1086号 平成29年6月28日告示第778号

(設置)

第1条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。)第4条の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議 (以下「検討会議」という。)を設置する。

(平20告示438·一部改正)

(所掌事務)

第2条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設(以下「指定 予定施設」という。)に係る指定管理者の候補者の検討を行い、当該検討結果を 市長に報告する。

(平20告示438・全改)

(組織)

- 第3条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする指定予定施設ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の検討会議とすることができる。
- 2 検討会議は、委員12人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験等を有する者で市長が選定するもの
- (2) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者で、公募により市長が選定するもの
- (3) 政策イノベーション部を担当する副市長(以下「副市長」という。)、指定予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員
- 4 市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、委嘱を受けた日から指定予定施設の 指定管理者の指定を行う日までとする。

(平19告示135・平21告示245・平23告示164・平25告示401・平27告示383・平29告示422・平29告示778・平30告示506・一部改正)

(会議等)

- 第4条 検討会議に座長を置く。
- 2 座長は、副市長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 検討会議の会議は、公開する。ただし、座長の発議により出席した委員の半数 以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができ る。
 - (1) つくば市情報公開条例(平成27年つくば市条例第27号)第5条各号の不開示 情報に関し検討を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合
- 7 審査の対象となる者と利害関係を有する委員は、当該審査に係る会議に出席することができない。ただし、条例第4条第2項に規定する者を指定予定施設の指定管理者の候補者として選定することについて検討を行う場合は、この限りでない。

(平19告示135・平25告示401・平27告示1086・平29告示778・一部改正) (委員の責務)

第5条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、会議の過程において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員 としての任期が終了した後も同様とする。

(平25告示401·一部改正)

(結果の公表)

第6条 検討会議の作業の概要については、公表するものとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において行う。

(平21告示245・平22告示146・平23告示164・平27告示383・平29告示

422 • 一部改正)

附 則

この告示は、平成18年10月12日から施行する。

附 則(平成19年告示第135号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第438号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成21年告示第245号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年告示第146号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第164号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第401号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成27年告示第383号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第1086号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第422号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第778号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年告示第506号)

この告示は、公表の日から施行する。

つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童館放課後児童室

施設概要

(1) 名称

つくば市立大曽根児童館(愛称:なかよし館)及びつくば市立大曽根児童館放 課後児童室

(2) 所在地

茨城県つくば市大曽根447番地3

(3) 施設の設置目的

つくば市立児童館は、つくば市の児童に適切な遊び及び生活の場を与えることにより、また、つくば市立放課後児童室は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

(4) 設置日

平成19年9月1日開館

(5) 施設根拠(条例名)

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例

- (6) 施設の概要等
 - ① 敷地面積

5, 025. 66 m²

② 施設

大曽根児童館

ア 構造 鉄骨造 1階

イ 施設概要 放課後児童室、プレイルーム、図書室、事務室、創作室、子 育てルーム

ウ 建築面積 781.79 m²

工 延床面積 588.40 m²

才 建築時期 平成19年8月竣工

多世代交流施設

ア 構造 木造 1階

イ 施設概要 和室3室(3分割可能、1室は洋室への変更可能)、調理室

ウ 延床面積 114.28 m²

工 建築時期 平成23年(2011年)3月竣工

③ 設備

ア 空調設備 各部屋エアコン設置

イ 床暖房設備 子育てルームに設置

ウ その他 消防設備

④ その他

ア 駐車場 46台

イ 園庭 約1,000 m²

ウ 倉庫 3ヶ所

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議(以下「検討会議」という。)における指定管理者候補者(以下「候補者」という。)及び候補者の次に候補者としての資格を有する者(以下「次点候補者」という。)の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(採点表)

- 第2条 検討会議における候補者及び次点候補者の審査及び選定に当たっては、別 紙1の採点表を用いるものとする。
- 2 審査項目の配点は原則として5段階評価とするが、特に必要と認める審査項目 については7段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に 応じて適切に定めるものとする。

(実績評価表)

- 第3条 現指定管理者が指定管理業務を行っている施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙2の実績評価表を用いて総合評価を行い、 検討会議に報告するものとする。
- 2 前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

(検討会議による承認)

第4条 採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、 検討会議の承認を得るものとする。

(基準点)

- 第5条 指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。
- 2 基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

3 委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次 点候補者として選定しない。

(選定方法)

- 第6条 候補者及び次点候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施 し、候補者及び次点候補者を選定するものとする。
- 2 候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。
 - (1) 申請者が1者の場合 各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半 数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議によ り選定するものとする。
 - (2) 申請者が2者以上の場合 各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。
 - ア 指定管理料提示額の最も低い者
 - イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者
 - ウ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者
 - エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理 運営に関する収支予算の5つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者
- 3 次点候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる 方法とする。
 - (1) 候補者以外の申請者が1者の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に次点候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。
 - (2) 候補者以外の申請者が2者以上の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を次点

候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

- ア 指定管理料提示額の最も低い者
- イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者
- ウ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者
- エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理 運営に関する収支予算の5つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者 附 則
- この基準は、平成28年8月9日から施行する。
- この基準は、平成29年2月3日から施行する。
- この基準は、令和4年7月1日から施行する。

つくば市〇〇〇〇〇 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

	審査項目	指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針	様式第2号		
'	※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	13.16312.7		
_	安全・安心面からの対応	14 1 6 6 a D		
2	WHITEHOUSE HARDONIAN ELDING CO.	様式第2号		
	※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか 施設管理の実施			
3		様式第2号		
	施設の運営(1)	様式第2号、		
	※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか	様式第3号(1)(2)(3)		
	※上記の業務内容に、独自のアイディア等が加えられているか	積算内訳		
	施設の運営(2)	+ * - * - *		
	※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されてるか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	13.12 (3)12 - 3 (-)(1)		
4	施設の運営(3)	+* - <u>+</u> * ** ~ □		
	※地域や他施設との連携等が考慮されているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	※平等な利用の確保が図られているか	13.12 0312 = 3 (=)(1)		
	施設の運営(4)	146 - 15 febr		
	※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか			
5	個人情報の保護	様式第2号		
ິວ	※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	探		
6	緊急時の対応	様式第2号		
Ľ	※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	13,20,312 - 3		
7		様式第2号		
	※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか			
8	環境への配慮	様式第2号、 様式第3号(1)(2)		
	※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への 配慮が十分なされているか	積算内訳		
	管理運営に関する収支予算			
a	※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか	様式第3号(1)		
٦	※収支計画に無理はないか	積算内訳		
	※合理的な経営により経費の縮減が図られているか			
	経営状況等	様式第4号、活動状 況、事業報告書、収		
10	※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	プス・事 未 報 古 音 、 収 支 決 算 書 、 納 税		
	団体の事業内容による管理運営の妥当性	様式第4号、定款等		
11	※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか	惊式第4号、足款等 活動状況、事業報告		
	※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	書		
12	職員の労働環境等	様式第2号、積算内 訳、労働環境確認		
12	※労働関係法令が遵守されているか	が、万側環境確認 シート		
13	市内に主たる事務所を有しているか			
14	(その他、施設所管課で設定する項目があれば入力)			
	※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など			
15	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
	合 計 点 数			(基準点)
	適・ 否			

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	
評価対象期間	

1 施設の概要	要										
	名称										
施設概要 指定管理者	所在地										
加設概 安	関係条例等										
	設置目的										
华宁 答理 老	名称										
拍灰官垤有	所在地										
指定管理業績	务の内容										
指定期	間			Т		Т					
総合評価(年	度評価)	和暦 (西暦	年度 年度)								
	-										

管理運営実績データ

施設名			
	目標·計画等	実績	原因·指示·勧告等
利用者数 稼働率等			
自主事業 (講座・セミナー等)			
アンケートの実施状況(利用者の満足度、苦情等)			
収支状況			

2 評価結果

(1)管理状況

		評点
項目	視点	ᅲᄴ
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されている か。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇 等研修、法令、情報管理等)	
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	
⑥安全対策·事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	

【評価の理由】

(2)運営状況

		評点
項目	視点	птж
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策 が予定通り図られたか。	
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するため の取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の 推移等)	
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。 地域の住民や団体との連携が図られているか。 地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献して いるか。	

【評価の理由】

2 評価結果

(3)収支状況 項目 視点 ①管理運営経費の節減 管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。 ②事業収支 収支計画は、計画どおり達成されたか。 【評価の理由】	評点
①管理運営経費の節減 管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	計从
②事業収支 収支計画は、計画どおり達成されたか。	
【評価の理由】	

【総合評価】

	【総合評価】			
合言	計評点		評価ランク	
【総評】	※評価を	踏まえ、翌年度の指導	算方針や、指定管理者制度の導	1入目的が達成されているかを記載する。

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4:目標や計画を大幅に上回るすばらしい成果があがったもの
- 3:目標や計画を上回る成果があったもの
- 2:目標や計画どおりの成果があったもの
- 1:工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なもの
- O:目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの
- ※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S:総合的に評価した結果、特に優れていると認められる (O点の項目が無く、合計点が49点以上)
- A:総合的に評価した結果、優れていると認められる (O点の項目が無く、合計点が39~48点)
- B:総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる (O点の項目が無く、合計点が30~38点)
- C:総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる (合計点が18~29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
- D:総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる (合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S:5点加点
- A:3点加点
- B:0点
- C:3点減点
- D:5点減点
- ※更新年度評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童館放課後児童室 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

	: 1-対なしへない 2-音通よりある 3-音通よりややある 4-音通 5 審査項目	指定申請書の様式	配点	日本スポーツアカデミー	茨城YMCA	中間値
1	管理運営上の経営方針	様式第2号	5	7,372		3
2	X B T ZEB O X F X G C N X B O X B O X G C C C C C C C C C C C C C C C C C C	様式第2号	7			4
3	大木(ガーバ)ができるの場合の自己というの	様式第2号	5			3
	※職員の研修計画、経理などが考慮されているか 施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイディア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	7			4
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されてるか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5			3
4	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5			3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5			3
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5			3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5			3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5			3
8	環境への配慮	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5			3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5			3
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税	5			3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等 活動状況、事業報告 書	5			3
12	職員の労働環境等	様式第2号、積算内 訳、労働環境確認 シート	5			3
13	施設の設置目的に沿った自主事業 ※施設の魅力を高める自主事業を企画しているか	様式第3号(2)	7			4
14	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表	_	_		_
	合 計 点 数		86			(基準点) 51
	適・否	-				

類似施設業務実績一覧表

指定管理者を募集する施設

所管課

つくば市立大曽根児童館及びつくば 市立大曽根児童館放課後児童室

こども部こども育成課

申請者名	施設名称(所在地)	運営形態 (指定管理・委託 ・その他)	管理期間	評価書類 の有無
	放課後スポーツ教室(つくば市)	その他	7年4ヶ月(継続中)	無
	SAN栗原中坪児童クラブ(つくば市)	委託	5年0ヶ月(継続中)	無
	SAN栗原下坪児童クラブ(つくば市)	委託	4年4ヶ月(継続中)	無
特定非営利活動法	SAN栗原台坪児童クラブ(つくば市)	委託	2年4ヶ月(継続中)	無
人 日本スポーツ アカデミー	SAN竹園児童クラブA(つくば市)	委託	3年4ヶ月(継続中)	無
	SAN竹園児童クラブB(つくば市)	委託	3年4ヶ月(継続中)	無
	SANみどりの児童クラブ(つくば市)	委託	1年8ヶ月(継続中)	無
	大曽根児童館(つくば市)	指定管理	4年4ヶ月(継続中)	無
	第1わいわい児童クラブ(つくば市)	委託	18年4ヶ月(継続中)	無
	第2わいわい児童クラブ(つくば市)	委託	8年4ヶ月(継続中)	無
	YMCA第1国際児童クラブ(つくば市)	委託	7年4ヶ月(継続中)	無
	YMCA第2国際児童クラブ(つくば市)	委託	5年4ヶ月(継続中)	無
	第1わいわい児童クラブみどりの(つくば市)	委託	8年4ヶ月(継続中)	無
	第2わいわい児童クラブみどりの(つくば市)	委託	3年4ヶ月(継続中)	無
	みどりみらいの児童クラブ(つくば市)	委託	O年4ヶ月(継続中)	無
	わいわい児童クラブ牛久(牛久市)	委託	7年4ヶ月(継続中)	無
特定非営利活動法	YMCAひかりの子第1(つくば市)	その他	5年4ヶ月(継続中)	無
人 茨城YMCA	YMCAひかりの子第2(つくば市)	その他	1年4ヶ月(継続中)	無
	YMCA幼保園(つくば市)	その他	28年4ヶ月(継続中)	無
	YMCAつくばオリーブ保育園(つくば市)	その他	4年4ヶ月(継続中)	無
	牛久オリーブ保育園(牛久市)	その他	2年4ヶ月(継続中)	無
	こひつじクラブ(つくば市)	その他	5年4ヶ月(継続中)	無
	こひつじクラブ(牛久市)	その他	2年4ヶ月(継続中)	無
	社会福祉協議会との協働(つくば市)	その他	28年4ヶ月(継続中)	無
	指導者・ボランティア派遣(取手市・常総市)	その他	28年4ヶ月(継続中)	無
	ボランティア受入れ(つくば市ほか)	その他	28年4ヶ月(継続中)	無
	子育て相談支援「ぶどうの木」(つくば市)	その他	O年4ヶ月(継続中)	無

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	こども部こども育成課
評価対象期間	平成30年(2018年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで(4年間)

1 施設の概要

1 施設の概要						
	名称	つくば市立大曽根!	児童館及びつくば市	i立大曽根児童館放	෭ 課後児童室	
	所在地	つくば市大曽根447	7番地3			
施設概要	関係条例等	児童福祉法、つくは 課後児童健全育成			童室条例及び施行 定める条例	規則、つくば市放
	設置目的	つくば市の児童の記 児童の健全な育成 点施設を目指す。			東を増進するととも1 交流、地域交流等の	
化宁竺四老	名称	特定非営利活動法人 茨城YMCA				
指定管理者 	所在地	つくば市東新井24番	地7			
		① 児童の遊び ② 育成し、支児童の 一 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	でおります。 の指導を行う事業 子供会その他の児 する事業 健全育成事業(利別 者等との多世代交流 の保護者の子育で 業 設利用許可等に関 及び物品の維持管 ・理に関して行わない 管理業務 ・務	用料の徴収等含む) 流事業 を支援する事業 する業務	関する活動を行う地	也域組織を
指定期	間	平成30年(2018年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで(5年間)				
 総合評価(年	(度評価)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1.0 m at 1 mm (1		В	В	Α	А	

施設名 つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童館放課後児童室

施設名	つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童館放課後児童室			
	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等	
利用者数	児童と高齢者との多世代	【H30年度】	H30年度に小学生の来館者	
稼働率等	交流や地域の子育て支援	開館日数 255日	数が大きく減少しているが、	
	拠点として魅力ある児童	のべ来館者数 26,390人(-8409人)	これは大曽根小学校区に	
	館運営を目指す。	【内訳】	H30から新しく民間児童クラ	
		幼児 1,586人(-638人)	ブが開所したため、大曽根	
	令和2年度以降の運営に	小学生 21,498人(-5225人)	児童館で一般来館利用をし	
	ついては、新型コロナウ	中学生 35人(-126人)	ていた児童が、民間児童ク	
	イルス感染症の収束が不	大人 3,271人(-2420人)	ラブに移動したためである。	
	透明なことから来館者数	地域団体の児童館・筑穂館利用		
	の増を目指すのではなく	回数 241回	R1年度に利用者数は増加	
	感染対策を徹底した安		したものの、R2年度以降は	
	全、安心な居場所づくり	【H31/R1年度】	新型コロナウイルス感染症	
	を目指す。	開館日数 252日 のべ来館者数	による小学校の臨時休校や	
		27,954人(+1564人)	利用自粛によって、大幅な	
		【内訳】	来館者数の減が続いた。	
		幼児 1,386人(-200人)	- 1 49 /- kg : - 2/1 5/1 F7 7	
		小学生 23,372人(+1874人)	コロナ禍においては利用者	
		中学生 20人(-15人) 大人 3,176人(-95人)	数や稼働率の増を目指す	
		3,170,2(30,27	のではなく、新型コロナウイ	
		地域団体の児童館・筑穂館利用	ルス感染症対策に十分に	
		回数 210回(-31)	配慮した運営を実施するよ	
		【R2年度】	う指示した。	
		[R2年度] 開館日数 254日		
		のべ来館者数		
		22,913人(-5041人)		
		【内訳】		
		幼児 623人(-763人) 小学生 20,937人(-2435人)		
		中学生 0人(-20人)		
		大人 1,353人(-1823人)		
		地域団体の児童館・筑穂館利用 回数 106回(-104)		
		【R3年度】		
		開館日数 254日		
		のべ来館者数		
		21,178人(-1735人)		
		【内訳】 幼児 507人(-116人)		
		小学生 19,238人(-1699人)		
		中学生 4人(+4人)		
		大人 1,429人(+76人)		
		###日休の日辛龄 #####		
		地域団体の児童館・筑穂館利用 回数 154回(+48回)		
		 ()…前年度比		
		※来館者に児童クラブ利用者も		
		含む。		
自主事業	多種多様なイベント・ク	【H30年度】	茨城YMCAでは多種多様な	
(講座・セミナー等)	ラブの実施により多世代	実施回数 294回	自主事業を展開しており、コ	
	交流や地域交流を図る。	参加者数 10,430人	ロナ禍であっても、毎年20	
		【H31年度/R1年度】	以上の事業を年間を通じて	
		【H31年度/R1年度】 実施回数 253回(-41回)	実施した。	
		参加者数 9,946人(-484人)	-	
		F00/F #1		
		【R2年度】 実施回数 191回(-62回)		
		美施回数 191回(-62回) 参加者数 8,252人(-1,694人)		
		≥ NH □ 3X 0,202/\\ 1,007/\/		
		【R3年度】		
		実施回数 243回(+52回)		
		参加者数 8,539人(+287人)		
		()···前年度比		
	1	1	I	

アンケートの実施状況 年2回利用者アンケート 【H30年度】 施設利用者へのアンケート 回答数206件 (利用者の満足度、 を実施する(自由記述 では、各項目に対し、毎年 管理は行き届いているか 苦情等) 有)。 平均して90%以上「満足」と 満足:89.3% 利用者のニーズや不満点 の評価を得られているた 普通: 8.7% を聴取し、サービス向上 め、引き続きサービスの維 不満: 0.5% に役立てる。 利用しやすいか 持及び向上に努めるように 満足:93.2% 普通: 6.3% 指示している。 不満: 0.0% 職員の対応 満足:91.7% 普通: 6.3% 不満: 0.0% 【H31年度/R1年度】 回答数158件 管理は行き届いているか 満足:94.3% 普通: 5.1% 不満: 0.0% 利用しやすいか 満足:96.8% 普通: 2.5% 不満: 0.0% 職員の対応 満足:92.7% 普通: 3.8% 不満: 0.6% 【R2年度】 回答数173件 管理は行き届いているか 満足:97.1% 普通: 2.9% 不満: 0.0% 利用しやすいか 満足:95.4% 普通: 4.0% 不満: 0.0% 職員の対応 満足:95.4% 普通: 3.5% 不満: 0.6% 【R3年度】 施設利用者 回答数92件 管理は行き届いているか 満足:92.4% 普通: 6.5% 不満: 1.1% 利用しやすいか 満足:92.4%

普通: 6.5% 不満: 1.1% 職員の対応 満足:91.3% 普通: 8.7% 不満: 0%

収支状況

【H30年度】 予算額 〈収入〉 32,730,000円 【内訳】 市委託料 28,000,000円 児童クラブ利用料 4,320,000円 自主事業 320,000円 カラオケ使用料・その他

<支出> 32,730,000円 【内訳】 人件費 18,600,000円 管理運営費等 14,130,000円

90,000円

【H31/R1年度】 予算額 〈収入〉 32,785,000円 【内訳】 市委託料 28,000,000円 児童クラブ利用料 4,320,000円 自主事業 412,000円 カラオケ使用料・その他 53,000円

<支出> 32,785,000円 【内訳】 人件費 17,400,000円 管理運営費等 15,385,000円

【R2年度】 予算額 〈収入〉 33,195,000円 【内訳】 市委託料 28,000,000円 児童クラブ制料 4,480,000円 自主事業 475,000円 カラオケ使用料・その他 240,000円

<支出> 33,195,000円 【内訳】 人件費 16,200,000円 管理運営費等 16,995,000円

令和3年度予算額 <収入> 33,240,000円 【内訳】 市委託料 28,000,000円 児童クラブ利用料 4,460,000円 自主事業 544,000円 カラオケ使用料・その他 236,000円

<支出> 33,240,000円 【内訳】 人件費 16,200,000円 管理運営費等 17,400,000円 【H30年度】 決算額 〈収入〉 32,530,265円 【内訳】 市委託料 28,000,000円 児童クラブ利用料 4,002,000円 自主事業 422,750円 カラオケ使用料・その他 105,515円

<支出> 32,530,265円 【内訳】 人件費 12,494,960円 管理運営費等 18,304,364円 (次年度繰越金を含む 1,730,941円)

【H31年度/R1年度】 決算額 <収入> 34,069,574円 【内訳】 市委託料 28,000,000円 児童クラブ利用料 4,078,000円 自主事業 477,400円 カラオケ使用料・その他 231,087円 前年度繰越金1,283,087円

<支出> 34,069,574円 【内訳】 人件費 10,698,655円 管理運営費等 23,370,919円 (次年度繰越金を含む 1,358,096円)

【R2年度】 決算額 〈収入〉 36,389,127円 【内訳】 市委託料 28,000,000円 児童クラブ利用料 4,158,000円 自主事業 175,050円 カラオケ使用料・その他 234,187円 前年度繰越金1,358,096円 本部繰入金 412,634円 補助金 2,051,160円

<支出> 36,389,127円 【内訳】 人件費 11,457,983円 管理運営費等 24,931,144円 (次年度繰越金を含む 2,327,483円)

【R3年度】 令和3年度決算額 <収入> 32,441,950円 【内訳】 市委託料 28,000,000円 児童クラブ利用料 4.101.600円 自主事業 181,450円 カラオケ使用料・その他 124,800円 本部繰入金 30,100円 前年度児童クラブ利用料 4,000円 <支出> 32,441,930円 【内訳】 人件費 11,881,547円 管理運営費等

19,557,767円 (次年度繰越金を含む 604,636円) 収入の予算決算を比較すると、令和2年以降収入が増加しているが、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金(消耗品等購入費、利用料返還補助等)によるものである。

また、支出において、人件費の決算額が予算額を大きく下回っているのは、茨城YMCAの本部から派遣される一部の職員について、人件費ではなく本部経費として計上されていることによるものである。

評価項目

(1)管理状況

項目	視点			
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	3		
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	2		
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇 等研修、法令、情報管理等)	3		
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	2		
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	2		
⑥安全対策·事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	2		
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	2		

【評価の理由】

- ①遊具、清掃点検は毎月欠かすことなく報告するとともに、設備の保守点検や園庭の剪定等も適切に実施している。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止について、通常の消毒等の対策に加え、掲示物や職員の声かけを徹底し、対策した点を評価した。
- ③令和2年度からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により研修の中止が多くあった中、感染症対策を実施しつつ茨城YMCAが主催する職員研修に参加し、職員のスキルアップに努めている。

(2)運営状況

		評点
項目	視点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	2
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	3
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策 が予定通り図られたか。	3
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	3
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	2
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	3
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するため の取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の 推移等)	2
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。 地域の住民や団体との連携が図られているか。 地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	3

【評価の理由】

- ②指定事業については、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら安全、安心な児童館事業や児童クラブ事業を実施した ことを高く評価したい。
- ③自主事業については、収益目的ではなく実質的には指定管理業務を補完するイベント事業の実施がメインとなっている。新型コロナウイルス感染症の影響で、地域交流を意識した事業を積極的に実施できない時期はあったが、新型コロナウイルス感染症が流行中であっても児童が楽しめる事業の実施に取り組んでいることを高く評価したい。事業者の創意工夫としては、継続的に夏休み等の児童クラブ利用者の保護者に対して、玄関に今日の出来事を掲示板にまとめるなどにサービス向上を図っていたことも高く評価したい。
- ④毎年度、アンケート結果や利用者の声を反映してサービス向上に努めていることを高く評価したい。
- ⑥4年間を通じてアンケートの3項目(管理面、運営面、職員面)とも全て平均90%を超えたことを高く評価したい。
- ⑧令和2年度から地域で下校時の児童を見守る「くすのき隊」に参加したり、大穂地区子育て応援ネットワーク団体「くすのき会」の事務局を担当するなど、継続して地域協働に積極的に取り組む姿勢は指定事業以上の働きがあるとして高く評価したい。

2 評価結果

	評価項目				
(3)収支状況			評点		
	項目	視点	計从		
	①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	2		
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。	2		
	【評価の理由】				

【総合評価】

合計評点	41	評価ランク	Α

【総評】

※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。

利用者アンケートによる満足度は高い評価を維持しており、運営4年目を迎え、地域の交流拠点としての認知度も高まっている。特に令和2年度と令和3年度には新型コロナウイルス感染症対策として大曽根小学校の臨時休校があった際には、児童クラブ事業も1日保育の対応となったが、想定外の対応についても適切かつ迅速に対応したことを高く評価したい。

また、多世代交流施設を含む児童館の団体利用についても、令和2年度に感染症の予防対策を目的として自ら作成したガイドラインに基づき、安全、安心な運営のために高い意識をもって業務を遂行し、結果、令和3年度は団体利用者数が前年度比で増加していることを高く評価したい。

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4:目標や計画を大幅に上回るすばらしい成果があがったもの
- 3:目標や計画を上回る成果があったもの
- 2:目標や計画どおりの成果があったもの
- 1:工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なもの
- |0:目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの
- ※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S:総合的に評価した結果、特に優れていると認められる (O点の項目が無く、合計点が49点以上)
- A:総合的に評価した結果、優れていると認められる (O点の項目が無く、合計点が39~48点)
- B:総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる (O点の項目が無く、合計点が30~38点)
- C:総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる (合計点が18~29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
- D:総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる (合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S:5点加点
- A:3点加点
- B:0点
- C:3点減点
- D:5点減点
- ※更新年度評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。